(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　北海道宗谷郡猿払村役場

○環境省告示第百六号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第三十三条第一項の規定に基づき、汚染状況重点調査地域の指定を解除したので、同条第二項において準用する同法第三十二条第四項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十八年十一月二十九日

環境大臣　山本　公一

一　汚染状況重点調査地域の指定を解除した年月日

平成二十八年十一月二十九日

二　汚染状況重点調査地域の指定を解除した区域

福島県の区域のうち、塙町の区域

○環境省告示第百七号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第三十三条第一項の規定に基づき、汚染状況重点調査地域の指定を解除したので、同条第二項において準用する同法第三十二条第四項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十八年十一月二十九日

環境大臣　山本　公一

一　汚染状況重点調査地域の指定を解除した年月日

平成二十八年十一月二十九日

二　汚染状況重点調査地域の指定を解除した区域

福島県の区域のうち、柳津町の区域

○防衛省告示第二百三十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年十一月二十九日

防衛大臣　稲田　朋美

日時　平成二十八年十二月六日及び同月七日（予備、同月八日から同月十日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒

(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ウ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(オ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(カ)　北緯三一度一八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百三十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年十一月二十九日

防衛大臣　稲田　朋美

日時　平成二十八年十二月七日の一三〇〇から一七〇〇及び同月八日の〇八〇〇から一二〇〇（予備、同月九日の〇八〇〇から一七〇〇）まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒

(イ)　北緯三二度二〇分一二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦等　自衛艦八隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百三十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年十一月二十九日

防衛大臣　稲田　朋美

日時　平成二十八年十二月七日及び同月八日（予備、同月九日）の毎日〇七〇〇から一七〇〇まで

区域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

○防衛省告示第二百三十五号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、新規提供が平成二十八年十一月二十八日次のとおり決定された。

平成二十八年十一月二十九日

防衛大臣　稲田　朋美

陸上施設

◎新規提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
四一七〇	福知山射撃場	福知山市	国有	土地：約五五、〇〇〇平方メートル 建物：約五〇平方メートル 工作物：射場等 訓練施設として新規提供する。 陸上自衛隊福知山射撃場の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

○中部地方整備局告示第百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月二十九日

中部地方整備局長　塚原　浩一

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　知多都市計画都市高速鉄道事業東海旅客鉄道武豊線

三　事業施行期間　自平成二十八年十一月二十九日至平成四十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　愛知県半田市本町一丁目、北浜田町二丁目、勘内町、東天王町一丁目、東天王町二丁目、山崎町、御幸町、新川町、山ノ神町、中町一丁目、西端町、協和町一丁目、妙見町、港本町一丁目、港本町二丁目、港町二丁目、港町三丁目、神明町一丁目及び神明町三丁目地内

使用の部分　なし